

寝屋川市開発事業に関する指導要綱

平成 21 年 7 月
(平成 28 年 7 月一部改正)

寝 屋 川 市

目 次

寝屋川市開発事業に関する指導要綱

第1条	(目的)-----	1
第2条	(定義)-----	1
第3条	(適用範囲)-----	3
第4条	(一の開発事業とみなす場合の取扱い)-----	3
第5条	(開発事業の計画において遵守すべき基本事項) -----	3
第6条	(調整協議会との協議)-----	4
第7条	(事前協議等)-----	4
第8条	(標識の設置)-----	4
第9条	(事前説明) -----	5
第10条	(大規模開発事業又は一般開発事業の協議) -----	5
第11条	(小規模開発事業の協議)-----	6
第12条	(中高層建築物等の協議)-----	6
第13条	(狭隘道路等の整備に係る協議)-----	6
第14条	(協議が調った場合の手続き)-----	6
第15条	(変更の協議)-----	7
第16条	(工事完了検査)-----	7
第17条	(中間検査等)-----	7
第18条	(建築制限)-----	8
第19条	(開発事業の廃止)-----	8
第20条	(地位の承継)-----	8
第21条	(公共施設等の譲渡等)-----	8
第22条	(関係法令等の遵守)-----	9
第23条	(損害賠償)-----	9
第24条	(報告等)-----	9
第25条	(この要綱の適用外の開発事業に関する指導)-----	10
第26条	(委任等)-----	10

附則 (施行期日)-----	1 0
(経過措置)-----	1 0

寝屋川市開発事業に関する指導要綱施行要領

第 1 条 (趣旨)-----	1 1
第 2 条 (定義)-----	1 1
第 3 条 (一般開発事業における増改築、大規模な修繕、大規模な模様替、用途 変更等の取扱い)-----	1 1
第 4 条 (中高層建築物等)-----	1 1
第 5 条 (一の開発事業とみなす場合の取扱い)-----	1 1
第 6 条 (公共施設及び公益施設の整備の原則)-----	1 2
第 7 条 (道路関係) -----	1 2
第 8 条 (用水及び排水関係) -----	1 2
第 9 条 (水道関係)-----	1 3
第 10 条 (一般廃棄物 (ごみ) 関係)-----	1 3
第 11 条 (一般廃棄物 (し尿) 関係)-----	1 3
第 12 条 (避難施設)-----	1 3
第 13 条 (防犯灯)-----	1 4
第 14 条 (交通安全施設)-----	1 4
第 15 条 (公園・緑地の設置基準)-----	1 4
第 16 条 (敷地等の規模等)-----	1 5
第 17 条 (小世帯向け・単身者向け共同住宅等) -----	1 6
第 18 条 (駐車場及び駐輪場)-----	1 6
第 19 条 (事前協議等) -----	1 6
第 20 条 (開発事業の計画の説明の範囲及び説明方法) -----	1 6
第 21 条 (開発事業の計画の事前説明の方法)-----	1 7
第 22 条 (中高層建築物等の協議) -----	1 7
第 23 条 (狭隘道路等に係る協議)-----	1 9
第 24 条 (公害関係)-----	1 9
第 25 条 (消防関係)-----	2 0

第 26 条 (商工業施設関係)-----	2 0
第 27 条 (文化財関係)-----	2 0
第 28 条 (福祉のまちづくりに関する指針) -----	2 0
第 29 条 (建設リサイクル関係に関する指針) -----	2 1
第 30 条 (都市景観関係に関する指針) -----	2 1
第 31 条 (工事中の環境・交通・安全対策) -----	2 1
第 32 条 (工事関係車両の通行に係る安全対策)-----	2 1
第 33 条 (その他の安全対策)-----	2 1
第 34 条 (協議内容等) -----	2 2
第 35 条 (開発事業の変更に関する指針) -----	2 2
第 36 条 (協議内容の軽微な変更) -----	2 2
第 37 条 (工事完了に伴う検査等) -----	2 2
第 38 条 (検査項目) -----	2 2
第 39 条 (工事完了後の変更について) -----	2 3
第 40 条 (工事中間検査等に関する指針)-----	2 3
第 41 条 (公共公益施設の譲渡に関する指針)-----	2 3
第 42 条 (委任等)-----	2 4
附則 (施行期日)-----	2 4
(経過処置)-----	2 5
別表第 1 共同住宅等駐車・駐輪場設置基準表 -----	2 6
別表第 2 住宅以外駐車・駐輪場設置基準表 -----	2 7

遵守すべき基本事項の技術指針

第 1 条 (趣旨)-----	2 9
第 2 条 (道路関係に関する指針)-----	2 9
第 3 条 (用水及び排水関係に関する指針) -----	3 5
第 4 条 (水道関係に関する指針)-----	4 7
第 5 条 (一般廃棄物 (ごみ) 関係に関する指針)-----	4 7
第 6 条 (一般廃棄物 (し尿) 関係に関する指針)-----	4 8

第 7 条 (避難に関する指針)-----	4 9
第 8 条 (防犯灯等の防犯対策に関する技術指針)-----	5 0
第 9 条 (交通安全施設に関する指針)-----	5 0
第 10 条 (公園・緑地の設置基準に関する指針)-----	5 0
第 11 条 (敷地等の規模に関する指針)-----	5 3
第 12 条 (駐車場及び駐輪場に関する指針)-----	5 4
第 13 条 (公害関係に関する指針)-----	5 4
第 14 条 (消防関係に関する指針)-----	5 5
第 15 条 (商工業施設関係に関する指針)-----	5 5
第 16 条 (工事中の環境・交通・安全対策に関する指針)-----	5 6
第 17 条 (工事車両の通行に関する指針)-----	5 6
第 18 条 (その他の安全対策に関する指針)-----	5 7
第 19 条 (委任等)-----	6 3
附則 (施行期日)-----	6 4
(経過処置)-----	6 4

寝屋川市小世帯向け・単身者向け共同住宅等に関する技術指針

第 1 条 (趣旨)-----	6 5
第 2 条 (用語の定義)-----	6 5
第 3 条 (建築計画等)-----	6 5
第 4 条 (工事完了届)-----	6 6
第 5 条 (維持管理)-----	6 6
第 6 条 (雑則)-----	6 7
附則 (施行期日)-----	6 7
経過措置-----	6 7
別表第 1 (第 3 条第 1 項第 1 号関係)-----	6 7
別表第 2 (第 3 条第 1 項第 2 号関係)-----	6 8

寝屋川市ぱちんこ屋等に関する技術指針

第 1 条 (趣旨)-----	6 9
第 2 条 (用語の定義)-----	6 9
第 3 条 (建築主に責務)-----	6 9
第 4 条 (建築等の同意)-----	6 9
第 5 条 (同意の基準) -----	7 0
第 6 条 (工事完了届)-----	7 0
第 7 条 (勧告等)-----	7 0
第 8 条 (雑則)-----	7 0
附則 (施行期日)-----	7 0
経過措置-----	7 0
別表 (第 5 条第 2 号関係) -----	7 1